

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第14回全体会 議事録

日時：平成27年3月30日（月）10：00～12：00

場所：白山会館 大平明浄の間

○山賀会長

はい。おはようございます。年度末のお忙しい中ですが宜しくお願いします。本日は議事が非常に多いので早速進めさせて頂きたいと思います。それでは議事1、区協議会の成果についてに移ります。各区障がい者地域自立支援協議会の成果及び特徴的取り組み等について説明させて頂きたいと思います。全区で8区ありますので4区毎に区切りまして質疑等を受けたいと思います。それでは北区から順番に報告をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

○北区健康福祉課障がい福祉課係長

北区役所健康福祉課障がい福祉係の杉本と申します。宜しくお願いします。失礼ですが、着席のうでで説明させて頂きます。資料は1ページ目になりますが、北区障がい者地域自立支援協議会の平成26年度の特徴的な取り組みと成果と平成27年度の計画についてご報告致します。まず左側の平成26年度の特徴的な取り組み成果についてですが3点あります。第1に「北区の地域課題」の策定を致しました。各委員の皆様から困難ケースを提出頂き平成26・27年度で検討検証する北区の地域の課題という事で7ケースを策定致しました。そのうち「障がい者の夕方支援」、「療育サポート」、「障がいサービスと教育機関の連携について」、「計画上の相談について」の4ケースについて今年度は検討及び検証が終わったところです。来年度はあと3ケースあります。第2に「障がい者のニーズ調査」として「グループホーム利用アンケートの調査」ということで実施致しました。障がい者の生活について検討する中で、支援者からグループホームが必要という意見がよく聞かれましたので、実際に障がい当事者はどれだけグループホームを希望しているのかというアンケートを、平成26年の9月に実施致しました。本来26年度中に報告書を作成しお示ししたかったところですが、回答の方の取りまとめに思いのほか時間を要しましたので、現在回答内容の検証をしているところです。第3に「制度間の継続支援の強化」として介護保険サービスと障がい福祉サービスの関係についての研修会を行いました。障がい福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所がそれぞれの制度を理解し、制度間のスムーズな移行が行われることを目的として平成27年2月10日に開催し、84名というかなり大多数の参加者があったところです。次に右側の来年度の計画についてまた3点ご報告致します。第1に「北区の地域課題」の検討検証、先程申し上げた物の7点のうち4点終わったんですけど、あと「障がいサービスと介護保険の連携について」、「短期入所事業所が少ないこと」、「送迎の問題、公共交通機関の不十分なこと」の残り3ケースに

ついて、来年度北区の協議会としてどんなことが出来るかというところで検討・検証を致します。第2に「グループホーム利用アンケートの報告書」の作成です。現在アンケート結果を検証中ですので北区の協議会として報告書を速やかに作成し、またこちらの場でご報告したいと考えています。最後に「障がい福祉に関する研修会の開催」です。内容は未定ですが、来年度も研修会を開催する予定となっております。以上が北区の平成26年度特徴的な取り組み成果及び、平成27年度の計画についてとなります。宜しくお願い致します。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。続きまして東区をお願いします。

○東区健康福祉課障がい福祉課係長

はい。それでは東区の健康福祉課障がい福祉係の宮尾と申します。座ってお話させて頂きたいと思えます。それでは東区の障がい者地域自立支援協議会の特徴的な取り組み成果ですが、児童について保育園・小学校・中学校・高等学校・卒業と場面が変わる度に支援の方法や対応者が変わっており、その度事に上手く引き継ぎが出来ずに苦労しているという状況が自立支援協議会で明らかになりました。そこで区の健康福祉課こども支援係と連携して、保育園・小中学校それから母子生活支援施設・主任児童委員に対して福祉の制度の説明会を開催し、ひとり親家庭への支援の制度の紹介、その他のこども子育て支援サービスの紹介と障がい福祉制度・生活保護制度の説明を行いました。さらに別な日ですけれども、小中学校を対象に発達障がい研修と銘打って基幹型相談支援センターの紹介と相談支援事業の説明、発達障がいのある児童が利用出来る制度サービスの説明、障がいのある親が利用出来る制度の説明、サービスの説明を行いました。それと発達障がいのある児童または親への支援の在り方事例の紹介・講義を行いました。それからその後に自立支援協議会のメンバーと小中学校のその生徒の担任ですね、その人との意見交換が行われました。それでそのアンケートとしてはこどもたちに関わる地域の方が一堂に会しての研修・座談会がとても良かったというような事、福祉分野の話を聞く機会が少なくとても参考になった。とても新鮮な研修だった。自立支援協議会の皆さんと是非具体的に相談させて頂く機会があると有難い。連携が繋がって欲しいと感じたというふうな事ですね。継続的にこの様な会議がある事を希望すると、そういう意見要望がありました。それで今後も障がい福祉部門ではない方からの障がい者に対する理解を深めていく為に、同じ様な研修を毎年続けていきたいというふうな事を考えています。それから次年度の計画ですが、東区の特徴として多問題ケースが挙げられます。当人の支援だけでなく家族支援の必要なケース、それから生活保護受給中の貧困ケース・母子家庭の虐待ケースなどが特徴的だと思えます。これらのケースの事例検討から東区の課題を抽出して、今ある社会資源の活用方法を検討し、また足りない社会資源の抽出を行って必要な研修検討をし、問題を提起していき

たいと考えています。以上で東区の報告を終わります。

○山賀会長

ありがとうございました。次に中央区お願いします。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

はい。中央区健康福祉課障がい福祉係の鳴海と申します。着席させていただきます。中央区について説明致します。まず中央区の特徴的取り組みと制度について報告を致します。お手元の資料をご覧ください。中央区では、まず委員より移動支援事業について色々な課題が報告されていた為意見を収集しそれについての課題を検討致しました。それからその次に一つ飛ばしまして視覚障がい者の代筆・代読についてこれも色々な問題が指摘されていた為包括支援センターに対してアンケートを実施し課題を検討しております。さらに知的障がい者のロングショート解消事例から課題を整理してこれを地域自立支援協議会の方へ報告をしております、これらの結果中央区障がい者地域自立支援協議会として移動支援やそれから視覚障がい者の代筆・代読の支援制度、それから障がいサービスと介護保険の適応関係の整理について検討を希望すると報告をさせて頂いております。また中央区につきましては、自立支援協議会を開催しない月はケース会議を開催し課題の抽出に努める他、見学会や研修会などを行っております。10月には触法事例に対する能力を高めたいという事で保護観察所・地域定着センターの方を講師としてお招きし研修会を開催。さらに12月には触法事例に関するケースを通じてワークショップ研修により検討を行い関係者のスキルアップと研究の強化を図りました。あと、こちらのお手元の資料には記載してありませんが、9月には中央区地域自立支援協議会の坂井会長のご協力のもと、Ⅰ型地域活動支援センターふらっとと、Ⅲ型地域活動支援センタースペースひなたの見学会を開催しております。次年度についての計画です。中央区と致しましては困難事例から課題を抽出し、新潟市地域自立支援協議会に対し検討を要望する事を第一に必要なに応じて検討を要望する事を第一に取り組んでいきたいと考えております。また、自立支援協議会を開催しない月はケース会議を行う他、委員の要望の多い勉強会や見学会を行う予定です。27年度は介護保険と生活保護と障がいサービスとの適応関係、それから障がい年金などのテーマで希望が寄せられているところです。さらに触法支援の為の関係施設の見学、刑務所・川岸寮・自立準備ホームなどの見学の希望が多い事からこちらも見学会を企画予定しているところです。その他にも必要に応じて随時取り組みを行っていきたくと考えているところですが、西蒲区と西区で開催されている進路調整会議について、中央区としても開催した方が良いのかどうかという意見が出されているところですが、開催する事により進路担当の先生の負担が増す事にもなる為開催するかどうかについては今後検討を行っていきたく考えているところです。以上中央区の報告を終わります。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。続いて江南区お願いします。

○江南区健康福祉課障がい福祉係長

江南区健康福祉課障がい福祉係の笹谷といいます。宜しくお願いします。座って説明させていただきます。江南区の特徴的な取り組みですが、特徴的な取り組みをもとに次年度の方でも引き続きの計画となっておりますので合わせて説明させていただきます。1点目ですが、障がい者施設の見学会を開催しています。今年度で4回目となります。施設を見る機会が意外とないという事もあり、多くの方々から参加を頂いております。既存の施設では一巡しておりますけれども、放課後等デイサービスなど新たな施設が出来ておりますので今後は新しい施設等を見学していきたいと考えております。2点目は江南区障がい児支援セミナーです。2年続けて江南区内小中学校・江南高等特別支援学校に呼び掛け、特別支援学級や適応支援担当の先生を中心に障がい福祉サービスや制度などを知って頂く為にセミナーを開催しました。今年度は13校36名の先生方から出席頂き、また障がい者施設の方々も含めると56名の方から参加頂きました。学校側と福祉側とがどの様に関わっていけば良いのか迷っている先生方も多くこれをきっかけに関係作りが出来れば良いなと思っております。今年度は亀田中学校の先生より依頼がありまして特別支援教育研究協議会というところが江南区と秋葉区の特別支援学級の先生を対象に同様な研修を開催致しました。私どものセミナーは年末開催しましたが、開催時期は亀田中学校の先生からの依頼があったものが夏休みに開催しているので、夏と冬の2回開催するなど次年度の開催に向けて検討していきたいと思っております。3点目は未就学児に対する放課後等デイサービスのPRについてです。学校入学後に申請してもすぐ利用出来ると思っている保護者が多いようですが、手続きなどですぐに使えないと知る保護者が多いと聞いておりますので、入学前に周知する方法を区協議会内でワーキンググループを作り検討していきたいと考えております。4点目は福祉サービスの支援・支給決定までにタイムラグがあるという事で利用者等の気持ちが続かなかつたりする場合が多いという事でいかに解消していったら良いかという点を考えていきたいと思っております。相談者が一人で動く事も大変なため、基幹相談支援センター秋葉で相談段階から関わっていく事をモデル的にやって成果を検証していきたいと考えております。最後の5点目ですけれども、北区さんの方でも開催しておりますけれども介護保険制度と障がい福祉制度が絡んでくるケースが多いのでミニ勉強会を開催していきたいと考えております。以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。只今4区から説明して頂きましたが、ご質問やご意見ありましたら挙手等お願いします。宜しいでしょうか。それでは後半の方に引き続き秋葉区から報告をお願い致します。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長

秋葉区健康福祉課の岡村と申します。宜しくお願ひ致します。座って説明させて頂きます。それでは秋葉区の特徴的取り組み、成果を報告させて頂きます。1つ目、就労支援でございます。福祉施設に通所する障がい者の方々に区役所内で事務作業訓練の場を提供すると共に区役所以外の公共施設・民間事業所に出向いて職場実習を行い、障がい者雇用に対する理解と障がい者の就労意欲の向上に努めております。協議会におきまして情報共有・事業の検証や就労・就職等の意見を頂きながら一定の成果を得ているところです。2つ目、重度心身障がい児のケース寄り添い支援でございます。平成22年度よりいくつかのケースの現状確認、課題といったところを毎回協議会に報告し意見を頂き教育・医療・福祉サイドで寄り添いながら継続的な支援・相談を行っております。この春のケースの御一人は交通事故により人口呼吸器を付けております。知的な遅れはありません。その子が小学校入学となります。それに伴いまして新年度より区内の小学校に特別支援学級が開設される事になりました。先生と看護師の2人1組で授業を行います。これも何年もの歳月を費やし、区自立支援協議会で協議し関係者の働きにより実現しました。3つ目、基幹型相談支援センターとの連携でございます。基幹型相談支援センター秋葉のエリア担当者意見交換会を定期的に開催し、支援内容の報告・課題の整理を行っております。またモデル検討として新規の方が利用したい福祉のサービスをどの様にスムーズに繋げていくか他には課題解決の方法・手段等を検証していくところでございます。4つ目、居宅介護事業所との情報交換会。5つ目、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行及び併用でございます。テーマ検討としまして、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行及び併用についていくつかのケースを例に検討報告を頂きました。他に居宅介護事業所と支援現場との情報共有・課題整理・適切な支援について情報交換を行い、それを踏まえて引き続き次年度もスムーズな移行・併用について研修会を行う予定でございます。続きまして次年度以降の取り組みでございます。就労支援の推進でございます。実習先受け入れの開拓を行い障がい者就労・就業への理解を深めると共に職場実習の場を提供して能力向上に努めていきたいと考えております。次に重症心身障がい児のケース寄り添い支援でございます。現状やライフステージの変化に伴う課題を共有整理し、支援に繋げていきたいと考えております。続きまして基幹型相談支援センター秋葉との連携でございますが、様々な支援モデルの検証を行い、基幹のメリット・デメリットや課題解決の検討などエリア意見交換会を行い連携を図っていきたく思っております。最後に今年度よりテーマ検討としました障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行及び併用について引き続き居宅介護事業所との情報共有し、適切な支援について課題整理を行うと共に研修会を開催しそれぞれの課題に適したサービスの提供に繋がりたいと考えております。以上秋葉区の報告でした。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。続いて南区お願いします。

○南区役所健康福祉課障がい福祉係長

南区役所健康福祉課障がい福祉係の袖山と申します。座って説明をさせていただきます。特徴的な取り組み成果について説明させていただきます。3回目の南区自立支援協議会において、地域課題についてワールドカフェ方式でのグループワークを実施しました。そこで出された意見を踏まえて4回目の協議会で地域課題を2点に集約し改善策について提案をまとめました。1点目としまして、サービス等利用計画の作成にあたり計画相談支援事業者が不足している事から良質なサービスを継続する為、新潟市独自の支援の在り方について検討しました。介護保険におけるケアマネの配置人数に対する事業所加算の様に、相談員の増員配置を理由にする報酬の創設や新規開業者に対する初年度負担の軽減の為、支度金制度の創設また居宅介護支援事業者等の介護支援相談員の相談支援専門員等になりえる事から相談支援事業への参加の働き掛けを行う仕組みの創設について運営協議会の事務局で議論してもらうよう区の報告会で提案をしました。2点目としましては、障がい者や高齢者を始めとする交通弱者と言われる人達の交通権の確保と利便性の確保の為に区バスの車両を出来るだけ速やかに低床等のバリアフリー車両に入れ替える事や区バスの利用について障がい者・高齢者そして傷病者等の特別な手助けの必要な利用者を主な利用者と位置付けて運転者の研修など積極的に受け入れ体制を整える事、また運航ルートや時間について福祉・医療等を利用する交通弱者の視点から検討する事や南区地域公共交通検討会議等の区の公共交通の検討に関わる会議に交通弱者またはその代弁者を参画させる事など区役所の地域課へ要望書を提出し回答を受けました。また次年度の計画としましては、引き続き南区での社会資源の不足など南区の地域課題について継続して解決策を検討して参ります。また処遇困難なケース等につきましては、基幹型相談支援センター秋葉と連携を図って情報を共有し支援策について検討して参ります。以上南区自立支援協議会のご報告をさせていただきます。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。続いて西区お願いします。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

西区の健康福祉課障がい福祉係榎本です。宜しくお願いします。座って説明致します。西区の方ですけれども、資料の方にも書いてあります通り、1つは西区の進路調整会議の開催という事で西区内にいて特別支援学校等通っていらっしゃる生徒さんにつきまして、各学校の関係者及び区外も含めて9校の先生等に出席していただきまして、プラス相談支援事業所・基幹型相談支援センターそれとケースワーカーを含めた行政というメンバーで進路調整会議を開始しました。保護者の理解のもとにご協力・了解をもらって子どもさん

たちの情報を提供していくなかで卒業を迎えるこども及びそうでなくても早い段階から支援が必要なこどもさんというのを関係者で情報共有し、支援につなげるという意味合いで開催しています。学校の関係者の方からは日頃やはりなかなか事業所とか行政とかと顔が見える関係がなかなかない中で、こういう場があって非常にありがたいということで今後も年3回開いていくということで計画しています。合わせて基幹型相談支援センターが10月から出来たということで、その会議の前段で、相談支援事業所会議というものを開催するということにしました。目的としましては、相談支援事業所と基幹型相談支援センターの関係づくりですとか、それぞれ相談支援事業所で困ってることなどを共有し、それを基幹型相談支援センターが支援していくということもあるものですから、そのような場ということで情報共有および支援する場ということで、相談支援事業所会議もこれを機に開催するということで、こちらは今後2カ月に1度、隔月で開催するということで進めています。次年度の計画につきましては、今年度最後の区の自立支援協議会の時に委員の方から事前に課題ですとか、こうした方がいいという意見を頂いたなかで出てきたものでありまして、西区は基本的に区内に事業所が多いというなかで、各事業所種別、例えば生活介護だけの施設ですとか、ヘルパー・移動支援の事業所という形で月ごとにそういう事業所の方に集まっただいて、日頃なかなかお忙しいなかなかなのでそういう同業者で皆さん顔を合わせて課題を共有したりとか、困ってる点を言い合ったりとかいう場もないということもあるので、事業所ごとに集まっただいてところから地域の課題を積み上げるといいう新たな切り口を設けるということで、事業所種別の連絡会議というものを来年度、月ごとに開催していくということが決まりました。先ほどお話ししました相談支援事業所会議にはケースワーカーも出席しているので、そちらではケースを通して課題を抽出していくということと、合わせて今言いました事業所の観点で課題を抽出していくという形で来年はやっていきたいと思っております。以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。西蒲区お願いします。

○西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい。西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係の細井と申します。よろしく申し上げます。それでは座って説明させていただきます。西蒲区についてご説明いたします。左側の西蒲区の特徴的取組みということでそこに記載があります中ポチ、左のポチの4つの事業を引き続き実施しておりまして、これは区の自立支援協議会の年間スケジュールに組み込んで実施しているものです。4つの事業につきましてはいずれも好評で、参加者の方々からはこれからも続けてほしいとの要望があります。今後も内容を発展させながら継続していく予定です。右の方の次年度の計画についてです。第4回の区自立支援協議会では西蒲区の地域課題についてそれぞれの立場でアンケートを提出してもらい、その意見をもとに情報を共

有しました。西蒲区の大きな地域課題の1つに移動支援の課題があります。西蒲区ではバス、電車などの公共交通機関の本数が少なく、通勤・通学に不便です。福祉有償運送事業所もないため、移動支援のニーズにも対応しきれない状況です。課題2の取組みとして、自立支援協議会のなかに移動にかかる支援のニーズ調査、街中巡回バス、それから区バスを活用して不便さを解消するためにどう具体化できる案があるのか、もう一步詰めていくために、障がい者児の移動にかかる支援、外出支援に関するワーキングチームを立ち上げることにしました。その構成メンバーには義務教育の特別支援学校、高等特別支援学校、西蒲区社会福祉協議会、訪問介護事業所、特別支援学校PTA、それから育成会、生活支援センターの方からなっております。次年度はこのメンバーで検討して頂くことにしています。次にこれまでの取組みを充実することといたしましては、西蒲区進路調整会議ではこれまで主に西蒲区在住の特別支援学校の卒業予定者の進路希望の状況、施設の空き状況、対応などの情報交換や意見交換を行っていました。今後それらに加えて、早い段階から課題のある生徒の情報提供をしてもらうことにも焦点を当てて運営していこうと考えております。また名称の件ですが、市全体の進路調整と言葉が同じでややこしくなっているので、次年度は適切な名称に変更する予定です。障がい児保護者向け説明会については福祉の制度の説明や支援事業所の紹介をしていました。今後はその他に生徒の様子を見てもらう場としての観点から劇や内容などを工夫して開催する予定です。さらに発達障がいの理解を深めてもらうために、発達支援の啓発を組み入れた研究会なども開催してはという事で考えております。以上で西蒲区の報告を終わります。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。それでは、秋葉区から西蒲区までの説明についてご質問やご意見ありましたら挙手をお願いします。はい。永野委員お願いします。

○永野委員

江南高等特別支援学校の永野です。進路調整会議についてですが、学校の方でも生徒の情報を早い段階で知って頂くことの必要性和、それはとても有効であるということで話題になっています。先程中央区の方で進路担当者の負担になるのではないかという話があったかと思うんですが、学校の体制の分担でも出来ますし、必要であれば進路担当でなくても3年担任ですとかコーディネーターですとか出席することが可能ですので、また今日午後ちょうど進路担当の集まる会議がありますので、そのあたりで話題にしてみたいと思います。今後もよろしくをお願いします。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。特別支援学校の教職員の立場から積極的に調整をして頂ければというご発言だったかと思えます。ありがとうございます。他にいかがでしょうか

か。はい。熊倉委員よりお願いします。

○熊倉委員

特別支援学校への通学ということで、南区の関係者で苦勞なさっている人がかなりいるというふうに聞いております。そこで西蒲区さんの移動支援、それから区バスなどを含めたその検討というふうなことについてはそのどの程度の広がりで関係者が参加されておられるのか。それと、南区の同様の要求をもっている、保護者など通学支援の関係者の動きと連動しているのか、関連で何か付け加えること等があったらお伺いしたい。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。それでは、通学の支援の関係で今のどの程度進捗しているかという点と南区と西蒲区の方でのすり合わせ等があるのかないのかというご質問があったかと思います。それでは、西蒲区さんいかがでしょうか。

○西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係長

西蒲区の細井です。進捗状況は今後検討するということですが、今後の方法としては、まずこの自立支援協議会のワーキングメンバーで検討し、それを西蒲区自立支援協議会のなかに戻して検討すると。その後は高齢介護、この交通の問題というのは障がいにとどまりませんので、高齢介護とかあるいは地域課を巻き込んで検討していくというものに広げていこうという予定にしています。これもやはり西蒲区の南区バスが今後どうなるかという心配があったなかで、同じように西蒲区の生徒も乗ることになりますので、何とか上手くつなげていければということが発端になっています。以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。熊倉委員いかがでしょうか。

○熊倉委員

障がい者権利条約は少なくとも所得と教育において、公平・平等ということを厳しく求めているように解されます。すなわち、学校の方で通学条件をととのえて、結局教育の機会均等をはかるということのなかには、権利条約についての理解があつて取り組まれているかと思うんですね。

そういう意味でいくと、西蒲高等特別支援学校への生徒及び関係者の通学及び通学支援で非常に苦勞しており、本当にそこに通学する人の負担が高くなっているということについては、行政としてあるいは行政の公平性・機会均等ということについて本当に問題のあるところだと思います。そこでこのことの関係者である南区その他の生徒・保護者の要望・取組みなど関係のある情報を頂けるとありがたいと思います。

○山賀会長

はい。南区さん、これについてご意見等ございますでしょうか。

○南区役所健康福祉課障がい福祉係長

南区の関係ですけれども南区は引き続き育成会の保護者の方々が中心となりまして、送迎バスの運行を実施されるということで、一時期新聞にも載った経過もあるんですけども、一応今回はバスの運行料金の見直しがあつて、会からは保護者負担が上がったということもありましたが、今年度26年度については南区とあと秋葉区、西区そして西蒲区の方を含めて19名の方が利用されていまして、次年度27年度についても人数的には変わらないということで、保護者会の方で独自運行を実施していくという話は聞いております。ただ金額についてはどうかという詳しいところまでは、まだ詳細を聞いていませんので、今日は説明できませんけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。こどもたちの通学保障、これを障がい福祉だけではなく、教育行政とも連携しながら整備をしていく必要があるのではないかというご質問、ご意見だったかと思ひますが事務局の方でこれについて何かご発言ありますか。

○事務局

特にございません。

○山賀会長

それでは、ワーキングについてぜひつていうことですので具体的にそのなかでまたさらなる課題抽出等をして頂けるようお願いをしていきたいと思ひます。熊倉委員の方で他にございますでしょうか。

○熊倉委員

自立支援協議会は非常になかなか難しいケースに対応するところですが、現実に秋葉区の寄り添い支援ですとか中央区のロングショート解消ヘルプとか具体的に取り組んでいらっしゃる。今この問題・特別支援学校の通学問題についてもやはり、自立支援協議会として妥当な根本的な取り組み方を見出すようなそういう活動に参加したいと思ひます。

時間の制約がありますので、あとここで明らかにされた特徴的取組み・成果というこれだけでも本当はこの文字に足らない情報量があると思ひますので、それらはどこにアクセスすれば手に入れることができるかどうか、これについてお聞きするだけで止めたいと思ひます。

○山賀会長

はい。熊倉委員の方から、これは今回各機関の概要になっていますが、具体的にもう少し詳しい情報は得られるのだろうかというお話もありましたがいかがでしょうか？

○事務局

ホームページ等で公開しているのはこの資料1の部分だけですが、ご意見を頂きましたので、今後どういう風に公開していけるか検討していきたいと思います。

○山賀会長

はい。熊倉委員よろしいでしょうか？なかなか各区の詳しい経過になると。今回のような全体会では全て皆さんと共有化するのには限界があるという部分もありますので、今ほどの熊倉委員からの必要な情報をできるだけ取れる方法をご提示頂きたいということだそうですのでぜひご検討をお願いします。他にございますでしょうか。はい、坂井委員。

○坂井委員

ふらっとの坂井ですが、南区さんから障がい者が良質な計画相談サービスを受けるための新潟市単独の支援について挙がっていますけれども、まず決して南区だけの問題ではないですし、全区の課題であるというふうに思っています。そのことでまず自立支援協議会のなかで確実に着手していった頂かないと本当に今現在27年度3月末までにオールケアが全て終わらなければいけなかったはずのものがまだかなりの部分で未着手で、そしてまた様々なセルフケアとか様々な課題が出ているようですけれども、その辺も含めて持続可能であり安定した事業が運営できるようなサービス計画を作っている事業所さんにおいてももう撤退したいというような声が出てくることも事実としてありますし、現実になかなか数も上がらないのというのもあるようですので、その辺もやっぱりきちんとした対応をしていかないと良質かつという部分では非常に貧弱な計画になっているのではないかなということなので、その辺はしっかりとした良質な計画を作れるような態勢を維持していかないと本当に辞めていっちゃう事業所さんがあるということは、これは大問題だと思っていますので、その辺もきちんと自立支援協議会のなかでワーキング等々きちんと作っていかないと、今までは「やれる」という想定をしてましたけど「やれない」という現実もはつきりしてきたのでその辺はもう少し本腰を入れてやってもらいたいなと思います。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。ご意見かと思いますが、事務局のほうでこれについて何かご回答ありますでしょうか？

○事務局

はい。今後、頂いたご意見を参考にまた検討していきたいと思えます。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。他にございますか？はい、広岡委員お願いします。

○広岡委員

東区の広岡です。要望なんですけれど、各区で本当にこれだけ特色のある研修会、勉強会を開催されておられるものですから、可能であれば区を通じて各委員ですとかに連絡をもらって、できるだけ私なんかもそういった研修会だとかに参加させていただきたいなと思っています。実を言いますと、私も去年の12月に、江南区の方の研修会に参加させて頂いて本当に参考になりました。そういった意味でもぜひ情報共有、それから共通の問題だとかそういったのも認知できるかなと思いますので、できるのであれば事務局を通じて各区からこういった研修会があるから参加どうですかという当然時間だとか日程だとか制約もあるかと思われませんが、そういった案内をできればして頂ければありがたいなという要望をお願いいたします。

○山賀会長

はい。貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ各区で可能な限り区を越えて委員の方にもお呼びかけ頂ければと思いますので、ご検討頂ければと思います。ありがとうございます。それでは、時間の関係もありますので次の議事に移らせて頂きます。(2) 運営事務局会議からの報告です。お願いします。

○秋葉区健康福祉課障がい係主査

はい。秋葉区役所の村山といいます。座って説明させて頂きます。議事の2番、運営事務局会議からの報告ということですが、議事の1番で各区から報告があったなかにも、いくつか出ていたことですが、基本的には各区の協議会から検討依頼等があり、それについて運営事務局会議で検討したものを箇条書きでまとめさせていただきました。若干言葉が足りない部分もありますので補足しながら説明させて頂きます。まず、障がいの者の夕方支援サービスの整備・拡充についてということで、こちらについては18歳未満の障がいの児のサービスの場合、放課後等デイサービスというのがありまして、保護者の方が夕方仕事を終えて施設に迎えに来るような生活が確立しつつありますが、逆に言うと18歳になって施設に通われている方については基本ほとんどの施設さんの方では営業時間9時から夕方4時までということで、なかなかお仕事をされている保護者の方も迎えの時間なり、送迎の時間なりに間に合わないというような現状が報告されています。運営事務局会議の方では、そういった事情を把握はしながらですが、まず現行の制度としてどういったもの

があるかであったりの意見がありました。こちらにありますとおり、生活介護の施設ですと、営業時間をこえてサービスを提供した場合に加算が算定できるということで延長支援というものがあります。また通所施設とは別になりますが、日中一時支援ということで日中預かりのサービスがあります。また一定の要件が必要ですが、障がいの重い方については重度訪問介護ということで、見守りも含めた家庭での支援ということも考えられるよう意見がありました。そうした3つがありますが、主に障がい児、お子さんの方になるのかなと思うんですけども、まずは現行の制度があるなかで、ただニーズはあるということなんですけども、保護者の方の就労保障について、全て障がい福祉サービスで対応すること自体が難しいのではないかという意見もありました。場合によっては、真に必要な方についてオプションと言いますか、有償なりプラスアルファのところで支援が考えられるのではないかというような意見です。また同じような意見ですが、ファミリーサポート等の民間のサービスの活用を検討してはどうかということです。続いて、療育サポート体制の充実についてという検討課題がありました。これについては、実際課題が多岐にわたっておりまして、そもそも療育サポートにかかるサービスが少ないですとか、学校それから事業所等の職員さんへの研修の機会が少ないですとか、また強度行動障がいでおられる方の受け入れ先が少ないですとか、そもそも家庭・家族への支援が少ない。色んな課題があるなかで運営事務局会議のなかで取り上げたところといたしましては、こちらにありますとおり支援が途切れがちという実態があり、それに対して何かできないかということで、当然各支援団体が学校であれば個別の支援計画等があり、その際にサービス等利用計画等活用することで基本的には丁寧な引き継ぎを行うことで途切れがないものと考えますが、そうでないというあたりもお聞きしますので、今後こちらありますとおり、思考的にライフステージが変わるお子さんの引き継ぎに対して基幹相談支援センターが入ることで実際スムーズに引き継ぎが行われるかどうかあたりを検証してみてもどうかという意見が出ています。また、特に途切れが顕著である保育所等から小学校への引き継ぎについて、こちらについても各保育園・幼稚園等に発達支援コーディネーターの方が配置されていてその方の役割も期待をしたいというところですし、関係機関との連携・強化という意味で配置されているコーディネーターですので、そういった部分との連携もよりはかってみてもどうかという意見でした。で、次ですが移動支援の現状と集約状況について、これは今年度区の方から問題提起がありました。移動支援事業そのものの見直しについて各区の協議会に一度お返しをして各区の情報を集約したところです。概ね、課題は以下のとおりでした。まずは、通学・通所にかかる制度の明確化および周知ということで、本来外出支援、余暇支援的な移動支援ですが、特例でこういった通学・通所を認めてきている部分との実態、送迎支援的な意味合いが強くなっているというのが各区状況としてはありました。また2番目の対象者要件見直しについてですが、主に身体障がい者の方の条件が厳しいというご意見がありました。また、難病等患者の方への支援も明確な基準が示されてなかったりですとか、その辺の制度の見直しも必要ではないかということも共通しています。ただ

対象者を広げるということで3番目にありますその支給量上限というところでまた関わりが出てくるのかなという、今新潟市の制度としては基本支給量の上限が設けられていないんですが、それについても適切なケースワークの結果必要な支給量を認めているということで、一定の評価はされている制度ではありますが、今後対象者要件見直し等そういった時に財源の問題もありますので、バランスのとれた検討が必要かなという意見まとまっています。これを受けて事務局、障がい福祉課の方で今後実態把握等さらに行い、案を作成して頂いたうえでさらに運営事務局会議ではかり、必要に応じてサービス提供事業者等の関係者の意見を求め見直しを進めていくという方法を話合ったところです。続いて次の資料ですが、こちらは中央区の方から報告ありました。視覚障がい者の代筆・代読支援についてということで、現状、障がい福祉のサービス、居宅介護の家事援助となっているところで、ヘルパーさんがそういった部分を担ってくださっているのかなと思うんですが、例えば年齢が65歳到達ということで、基本的には介護保険との優先順位というところで65を契機に介護保険サービスに移行される場合に、介護保険の方ではこう言った代読・代筆とのサービス、基本的にはできないという状況がありましてお困りのケースがあるということです。解決策としましては、介護保険と障がい福祉サービスのその優先というケースワーク上のルールはあるんですが、障がい福祉特有のサービスということで引き続き利用を認めてもいいのではないかという意見、それから現在コミュニケーション支援事業ということで主にこれ聴覚障がいの方、手話通訳ですとか、要約筆記の方を派遣するような事業がありますが、そういったコミュニケーション支援事業の中身を少し変えて拡充するという方法もあるかないかということで、2つ意見がでています。続いて、良質な計画相談のための市独自の事業について。先程坂井委員の方からも意見がありましたが、非常に大切な問題だと認識はしています。ただ、国の報酬改定等今後の状況を見ながら必要に応じて検討が必要ということでとどめてあります。続いて、障がい福祉制度や市の事業についての説明会の実施。これについては目まぐるしく制度が変わる中で、ある一定の説明会などがあると各事業所、または相談支援等がしやすくなるというような意見があり検討したのですが、同じような説明会意見の方でもされているということですし、例えば県の説明会などで市の説明会を引き続き行うというような方法もあるかなという意見です。続いて、通所施設の空き状況等の市ホームページ掲載について。こちらについても、現在入所施設の空き情報については、県のホームページ等で情報が取れますし、また新潟市の方でもグループホームの募集状況ですとか、情報提供しているところですが、それ以外の通所施設については基本的には事業所に確認をしてその都度空き情報を聞ける状況があります。なかなかこうタイムリーな情報というのを発信は実際難しいとも聞いておりますが、案としては各区の年4回ある自立支援協議会で区にある施設の利用状況・空き状況等集約をしてできればその機関・センター単位で情報を把握、提供できる体制ができるのではないかと、あくまでも利用者さんの方が一定の情報をホームページ等で見た上で相談できるだけでもその後の流れも違うというような意見でした。ですので、協議会等で情報

を集めたものを最終的には市のホームページで情報提供できるといいのではないかという
そんな意見です。最後に介護保険との適用関係にかかるわかりやすい情報提供についてと
ありますが、一応こちらについても原則障がい福祉サービスと介護保険サービスで共通の
サービスについては原則介護保険のほうをお薦めするように各ケースワーカーも動いてお
りますし、一定の整理はあるのですが、なかなかわかりにくいというのが障がいのケース
ワーカーもしくは介護保険の包括支援センターなりケアマネージャーからもよく聞してい
るところです。こちらについても情報提供の意味でホームページ等で明確な関係図を示し
たうえで、かつ事例集ですね、例えば人工透析等に通っている方でなかなか要介護までい
かなくて要支援というところまでとどまっているがために通院介助が必要なんてケースもよ
く聞かれますので、具体的に併用されている事例等をホームページ等でも公表できると、
また皆さんの理解につながるのではないかという意見でした。ホームページの掲載につい
てはまた今後障がい福祉課で検討を頂くということでお願いをしているところです。以上
です。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの運営事務局会議からの報告につ
いて、ご質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。では、
ないようですので続いて議事（3）特別支援学校の進路検討部会の報告に移ります。特別
支援学校の進路検討部会から経過報告等について事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい。それでは事務局より説明を申し上げます。障がい福祉課介護給付係の梅田と申し
ます。よろしく願いをいたします。それでは、特別支援学校の進路検討部会についてと
いうことでございますが、今年度の通所の調整結果と27年度の検討事項についてご報告
をさせていただきます。まず、26年度の通所施設利用調整の結果についてでございますが、
特別支援学校の卒業生の施設利用については生活介護・就労移行支援・就労継続A、B型・
自立支援に関して申込みを行い、そのうち生活介護・就労継続支援B型に関して障がい福
祉課での利用人数調整を行ったところでございます。流れといたしましては、特別支援学
校卒業生にかかる通所施設の申請にあたりましては、前年度25年度と同じ方法をとって
おります。ただこの場合特に問題となりますところは、就労継続支援B型の利用でござい
ます。B型の利用については、暫定支給決定によるアセスメントが必要になるところでは
ございますが、新潟市の場合は就労継続支援B型希望者には6月ごろから教育活動の一貫
として学校で行われる実習を就労移行支援事業所で行って頂き、そこでのアセスメントを
根拠にB型の申請ができるものとしておるところでございます。今年度の具体的な人数等
については、お示しの資料のとおりでございますので1ページ目の表をお読み取りを頂き、
人数等ご確認を頂ければと思っております。それから来年度の検討ということでござい

ますが、今年度同様に就労移行支援B型の利用につきましては、国の方で経過措置がこの3月31日で切れたことによりまして、暫定支給決定によるアセスメントを行う方法について、また同様に検討していかなければいけないと思っております。今年度も平成25年度同様に、教育活動の一貫として行われる実習を就労移行支援事業所で行ってその際のアセスメントをお願いをしたところでございますが、このやり方といたしましては暫定支給決定を見ないでアセスメントを行っているという状況でございます。ただ、この3月16日に国の方より経過措置が切れるということで就労支援に関するマニュアルが示されてまいったところでございます。就労支援事業所等によるアセスメントの目的・活用方法・各支援機関の連携による就労支援や連携体制等について取りまとめられておるところでございます。また今後就労移行支援事業所等におけるアセスメントの具体的な実施方法、必要なアセスメント方法の例等について示すものとされておりますので、新たな通知等重視しながら平成27年度暫定支給に向けて検討を進めていきたいと思っております。国のマニュアルの一連と言いますか、私どものほうで暫定支給を検討するうえで大きな課題となっておりましたところの見相による「者みなし」についての方法が国の方から示されておりました。18歳になる前に就労移行支援事業の暫定支給をするような場合、児童相談所長による「者みなし」を行わなければいけないということでございますが、その「者みなし」も個別に行うものではなく、暫定支給決定のためにということであれば、一括「者みなし」を行う方法もあるというような例示が示されたところでございますので、その辺の課題はクリアできるのかなど。先回も申し上げましたが、「者みなし」後の児童福祉法のサービスの利用について、要否というものは私どもは国から児童福祉法のサービスは使ってもいいんだという報告を受けておるところでございますが、今回のマニュアルで改めてそれを使えるんだというような答えを明確にマニュアルのなかで示されているというところでございます。27年度、またマニュアルに具体的な例等示される予定となっておりますので、それに基づきまして暫定支給に向けて検討していくという方向でございます。以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問・ご意見ありますでしょうか。ないようですので、議事(4)に移りたいと思います。(4)平成27年度主な事業についてです。事務局よりご説明をお願いします。

○障がい福祉課長

はい。障がい福祉課・小野です。それでは、議事4について資料の4を使い説明させていただきます。資料にはございませんが、障がい福祉課の27年度の歳出予算総額は176億7,098万円で、対前年比で約4億4千万、率にして2.6%の増となっております。中身としましては主にヘルパー派遣・グループホーム・通所施設などの介護給付等事業、

それから就労支援事業の増などによる増加でございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。基幹相談支援センター事業でございます。何回か話に出てきましたが、昨年の10月から4か所に相談員を集約し、基幹型の相談支援センターとして業務を展開してきましたが、27年4月からは更に、これまでの障がい者（児）に対する基本的な相談に加え、施設・病院等からの地域移行促進に関わるコーディネートや権利擁護、虐待防止にかかる啓発活動・研修などを加え、相談支援体制をさらに強化する予定でございます。また、現在検討中の「(仮称)共に生きる新潟市づくり条例」における相談機関としての機能も条例制定後は担って頂くことを検討しております。今後各種相談機関や障がい者相談員などとも連携を図りながら、新潟市における相談支援の中核機関としてリーダーシップを発揮して頂くことを非常に期待しております。基幹相談支援センターについては、また後ほどの議題になっておりますので、内容はそちらで詳しくご説明させて頂きたいと思っております。

次に3ページです。3ページ上段の地域活動支援センターⅠ型でございます。地域活動支援センターは通所により創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流事業を基礎事業として実施する事業でございます。さらに機能強化事業を追加することによりⅠ型からⅢ型までに分類されます。Ⅰ型は精神保健福祉士等の相談員を配置して、相談支援事業を併せて実施することが要件で、精神障がい者が安定して地域生活できるよう社会参加に向けた相談を行うことが特徴となっております。これまで市内には関屋大川前の「ふらっと」の1か所のみでしたが、新たに中央区蒲原町にあります中央区東地区総合庁舎の2階に「ゆとりあ」が4月に開設いたします。本日パンフレットの方も配布してあるようでございますので、後でまた見て頂きたいと思っております。開設にあたりましては、ふらっとの登録人数が140人となり更なる整備が必要であること、また家族会からの要望もありまして新潟市が場所を提供し、Ⅰ型を行う法人を公募いたしました。その結果、ふらっとと同じ新潟市のなほ福祉会さんが実施することとなったものでございます。

次に同じページの下段の方ですが、Ⅲ型でございます。Ⅲ型はいわゆる旧制度の作業所から移行してきた事業所が多く、創作的活動または生産活動の機会の提供などの基礎事業を中心に活動しており、現在市内に38か所ございます。補助金につきましては、これまで毎年度4月1日の利用登録者数に応じて定額で補助金額を確定しておりましたが、今回の見直しで利用実績に応じた単価制方式に変更いたします。この度の改正の主旨としましては、補助金申請時による人数と実利用人数に大きな乖離があること。それから、1日10人以上の平均利用があることを前提とした補助金に対して、極端に利用実績が少ない事業所があること。また、事業所からは年度途中で利用者が増えても補助金が増えないですとか、土日に開設したいというようなニーズがあるけれども、今の制度ではなかなか土日に開設できないなどの声があったものに対応したものです。また、併せて、送迎加算や時間延長の加算も創設しております。今回の改正により、補助金の申請人数と実利用人数に差のないところが収入増となり、差が大きい事業所が収入減となる試算となっております。

すが、新制度移行で収入減となる事業所については、激変緩和措置として3年間、収入減となる額の一部を補助いたします。

次に4ページでございます。4ページの下段、日常生活用具給付費ですが、27年度新たに人工喉頭の種類として人工鼻を給付品目に追加いたします。これは喉頭癌などにより、咽喉を全摘出した方が行うシャント発声法という発声にかかる器具で、その購入費用を補助することで日常生活の便宜を図り、障がい者の生活を安定させ社会参加促進を促すものです。基準額は1カ月2万3,760円となっています。

次に5ページです。強度行動障がい者（児）支援職員育成事業です。強度行動障がい者（児）の支援については、昨年度から協議会でも課題となっており、運営事務局会議等で議論頂いたところを踏まえまして、来年度の新規事業として予算化したものです。まず、県の研修受講料等補助については、新潟県が開催しております強度行動障害支援者養成研修に市内の事業所職員から積極的に受講頂きたく、その受講料やテキスト代を補助するものです。これにつきましては、今年度も前倒しで補助を行っております。県ではこの1月に初めて開催されましたが、市内では45名の方が受講されております。次に実地研修開催委託ですが、これは今ほどの県の研修が座学講義であるということになりますが、それに加え、実際に強度行動障がいの方を支援する現場での実践が重要なのではないかとということで、支援経験が豊富な事業所を研修会場としてお借りし、実際の支援方法を体験学習できる研修を開催するものです。現在、研修実施にむけて詳細なプログラム策定等を行っており、確定次第各事業所へ案内したいと考えております。なお、この実地研修にも市内事業所の職員から積極的に受講を頂くため、職員を受講させる事業所に対し人件費相当の手当を行う予定としております。

次に、同じページの下段の児童発達支援センター運営費です。平成24年の児童福祉法の改正で、ひしのみ園は、知的障害児通園施設から福祉型の児童発達支援センターとなりました。福祉型児童発達支援センターでは、平成26年度末までに児童発達支援の他に地域で暮らす障がいのあるこどもやその家族に対する相談、障がいのあるこどもを預かる施設への援助や助言を行うなどの地域の支援に努めなければならないということになりました。そのため現在の幼児ことばとこころの相談センターをひしのみ園の敷地内に増築移転により統合し、「新潟市立児童発達支援センターこころん」とし、本市の療育支援体制の強化を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担うことといたしました。設置は法改正の経過措置期間が終了する27年4月1日からスタートということになります。児童発達支援センターでは、新規の事業として障がい児のサービス等利用計画の策定、それから障がい児支援利用計画の策定を実施いたします。なお、この増築工事につきましては26年度から2カ年の継続費を組み、26年度で増築工事を、27年度でひしのみ園の老朽改修を実施することとしておりましたが、改修中にひしのみ園の部分の施設が使用できないことが判明したため、老朽改修工事中は増築した部分を現ひしのみ園として利用することとし、工事の終了の夏ぐらいまでかかるかと思いますが、それまでは現在の幼児

ことばとこころの相談支援センターは引き続き現在の水道町で分室として業務を運営いたします。

最後6ページの下段、7. 農業を活用した障がい者雇用促進事業です。こちらは国の地域住民生活等緊急支援のための交付金に対応し27年度に予定しておりました事業を2月議会において補正し、26年度の予算として計上し、全額を繰越し27年度に執行するものです。この事業では労働力不足の農家と、就労を希望する障がい者をつなぐコーディネーター2名をこあサポート内に配置し、福祉施設に農作業を委託する農家への助成制度も併せて創設します。本市は農業特区に指定され、6次産業化や農家レストラン、植物工場などの進出が見込まれ、農業分野においても障がい者が活躍できる場が増えるのではないかと期待しておるところですが、コーディネーターは農作業の支援や就労先となる農家の開拓も併せて行います。また助成制度では、福祉施設から施設外就労を受け入れた農家へ1日3千円を支給することを検討しております。以上で主な事業について説明を終わります。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。ただ今のご説明について質問はございますでしょうか。
はい、坂井委員お願いします。

○坂井委員

この場を借りて、地域生活支援センターゆとりあ、この4月1日から開設ということになりました。実際平成16年に支援センターを開設した当初、どれだけの人が利用してくれるのかわからなかったんですが、今現在145名の登録者になっています。れでですね、今現在145名、先程140名とか25年度末数えてたんですが、本当に毎年増えています。これは累積ではなくて毎年更新をしているので確実に145人の人たちの顔が呼び出したということで、実際は利用している人たちが~30名を超えるというような日々があったりなんかしておりますので、これはかなり厳しいということもあってゆとりあのニーズと方法が私ども支援センターもう一つ作りたいということで公募させて頂きました。~4月1日からまた東センターの方で開くわけですけども、ぜひこれまでとは違った個性でやりたいなどは思っていますけども、実際精神障がい者の方の地域支援というのは非常に狭いというか、まだまだ力がない事業です。その部分では本当に活動する場所はたくさんあります。しかし、地域で生活することを支えるというこの部分では、やはり拠点の一つとしてまた拡充できればなと思っています。本当に良い検討会開かせて頂きましてありがとうございました。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。「ゆとりあ」の紹介でした。他にございますでしょうか。

それでは、他にはないようですので議事（５）に移ります。（５）平成２７年度制度改定等についてです。事務局より少し説明をお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

それでは、議事（５）平成２７年度制度改正等についてです。内容については、配布資料の資料５に沿ってご説明をさせていただきます。それではまず、指定基準条例の一部改正についてご説明をいたします。指定基準条例とは、障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援、入所支援の指定にかかる人員・設備・運営に関する基準を定めたものであり、平成２４年度から市内の事業所に関する基準が県から権限移譲されたことに伴い制定された条例でございます。この条例は一部市独自の規定を盛り込んでいるものの、基本的には厚生労働省令で定める基準省令にならって制定している条例でございます。その基本としている厚生労働省令が定める基準省令がこのたび一部改正を行うことに伴い、当市の基準条例を同様に改正するものでございます。それではまず、新潟市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準に関する条例の一部改正についてでございます。１．条例改正の理由については、今ほど申し上げたとおりでございますので、条例改正の概要について改正概要をご説明をさせていただきます。まず①でございますが、①は指定医療機関の名称を指定発達支援医療機関に改めるものです。次に②です。介護保険制度による高齢者施設などでは一定の要件を満たした場合に障がい者および障がい児を特例的に受け入れる制度として基準該当という制度がございます。これまで、障がい者の通いサービスである生活介護については高齢者の施設である通所介護事業所および小規模多機能型居宅介護事業所において基準該当が認められておりましたが、この度看護小規模多機能型居宅介護事業所においても基準該当を認めることができるように改正するものです。次に③でございます。これも②と同様に障がい者および障がい児の宿泊サービスである短期入所について小規模多機能型居宅介護事業所において基準該当が認められているところを看護小規模多機能型居宅介護事業所においても基準該当を認めることができるように改正するものでございます。④は包括型グループホームの利用者のうち一定の条件にある重度の利用者に対しましてはグループホームの職員でなく外部の居宅介護事業所がサービス提供を経過的に認めておりますが、その経過措置の期限を平成２７年３月３１日から平成３０年３月３１日に延長するものでございます。なお、改正内容は以上でございますが当条例の基本になっております厚生労働省令はこの他に病院敷地内のグループホームを条件付きで認める改正を今回行っております。この厚生労働省令の改正と申しますのは厚生労働省主催の「長期入院精神障がい者の地域移行に向けた具体的方策にかかる検討会」の取りまとめを踏まえたものでございますが、この検討会のなかで病院敷地内のグループホームについて当事者団体の構成委員から強い反対意見が述べられておるところでございます。また、現在でも全国各地で当事者団体等の反対活動が行われているということでございます。これらのことを踏まえまして、本市といたしましては、市内精神病院また当事者団体に意見

照会を行いました。当事者団体からの意見といたしまして「慎重な判断を求める」という声が寄せられてございます。また、現時点で市内の精神病院側に病院敷地内のグループホームのニーズが見込めないということから、当市ではこの度の改正、病院敷地内のグループホーム設置というところを認めましょうという改正を行わないことといたしました。また、この改正条例は3月20日に公布されておるところでございますが、施行期日は2の①の改正規定の交付の日、その他の改正規定は厚生労働省令の改正と合わせて27年の4月1日でございます。

次に資料の裏面でございますが、新潟市指定障がい通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準に関する条例の一部改正についてでございます。こちらでも条例改正の理由については先程申し上げたところでございますので、2. 条例改正の概要について、改正内容をご説明をさせていただきます。①でございますが、①は児童発達支援センターが相談利用すべき対象がこれまでは障がい児の家庭でございましたが、この障がい児の家庭に加え障がい児本人および障がい児が通う保育所、学校などに拡大する規定でございます。なお現在、新潟市に所在する児童発達支援センターはひしのみ園とはまぐみ小児療育センターの2つでございます。次に②でございますが、これまで障がい児の通いサービスである児童発達支援と放課後等デイサービスについては高齢者の施設である通所介護事業所および小規模多機能型居宅介護事業所において基準該当が認められてきたところでございますが、この度看護小規模多機能型居宅介護事業所においても基準該当を認めることができるというふうに改正をするものでございます。次に③でございます。児童発達支援事業所は重度の身体障がいと知的障がい重複する重症心身障がい児を主な利用者とする場合には事業者の員数および定員数について特例が設けられておるところでございますが、この度放課後等デイサービス事業所にも重症心身障がい児を主な利用者とする場合も特例を設けるものでございます。またこの条例改正も3月20日に公布をされており、施行期日は厚生労働省令の改正と合わせ平成27年4月1日でございます。続きまして、3ページ目の平成27年度障がい福祉サービス等の報酬改定についてでございます。この度、3年に1度の障がい福祉サービス等における報酬改定が行われて平成27年の4月より施行されるようになっておるところでございますが、今回の報酬改定にかかる内容について個々には申し上げられませんが、概略についてのみご説明をさせていただきます。まず全体の改定率についてでございますが、介護保険では-2.27%となったところでございますが、障がい福祉サービスにおきましては小規模事業所が多いということ、また自立支援法制定からまだ経過年数が少ないということから全体の改定率は+-の0%となっております。そのなかで障がい福祉サービスの報酬改定につきましては、資料に記載された3つの基本的な考え方にに基づき改正・改定をさせていただきます。まず1つ目の柱でございますが、福祉・介護職員の処遇改善です。これにつきましては、福祉・介護職員の人材の確保、質の向上の観点から現行の福祉・介護職員の処遇改善加算について福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分のさらなる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設するとともに、

障がい福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう福祉専門職員配置等加算も新たな区分を創設しているところでございます。次に、②の柱でございます。番号で②でございますが、障がい児者の地域移行・地域生活の支援というところです。まず1つ目のポツでございますが、重度の障がい児者が可能な限り身近な場所において日常生活または社会生活を営むことができるようにという観点から施設、病院からの地域移行支援・生活相談支援・生活の場としてのグループホーム等の視野も拡充をさせるという方向での改正になっておるところでございます。次に2つ目のポツでございますが、夜間緊急等の就労支援と3つ目のポツの障がい児支援につきましては、支援の質の確保、家族等に対する相談援助、関係機関との連携の強化、重症心身障がい児に対する支援の充実といった取組みが行われやすくなるといった改定になっておるところでございます。最後に3つ目の柱③でございますが、事業所の経営状況の実態調査等からサービスの適正な実施のための報酬見直しというものになっておるところでございます。また資料は今回つけておりませんが、新潟市の報酬単位と単価について、今現在平成26年度までは全サービス1単位10円ということでございますが、国家公務員の地域手当の区分が見直しをされたことに伴いまして、児童福祉法のサービスにかかる地域区分の見直しが行われました。児童福祉法のサービスについては平成27年度から、28年度、29年度にかけて段階的に引き上げが行われて30年度からは完全実施をすることになったところでございます。27年度につきましては、医療型の児童発達支援および医療型障がい児入所支援の施設を除いて新潟市としては1単位10円6銭、10.06円というような計算になるところでございます。3月27日にこれ先週でございますがこれらの改定を踏まえた報酬告示の改正があったところであり、またすでに事業所には通知をしたところでございますけれども、今後個別の通知、Q&A等が厚生労働省から出されてきたところにおきましては速やかに各事業所に情報提供させて頂きたいと思っております。それでは、27年度制度改正についてというところでご説明をさせて頂きました。以上でございます。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。只今の説明についてご質問ありますでしょうか。

はい。坂井委員お願いします。

○坂井委員

ごめんなさい。何度も申し訳ないですけれども、この文章1ページのなかに文字の問題なんですけれども、現時点で「精神病院側に」というふうな使い方をされていますが、今現在「精神病院」とは使わないで「精神科病院」と使うのが実態としては当たり前で申し訳ないですけども、こういう文字の間違いはできるだけ注意して頂きたいと思えます。「精神病院」とは今言いませんね。印象的にも非常に悪いということがあったことですので、この部分は意識して頂ければなと思えます。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。ご留意頂ければということでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。わかりました。

○山賀会長

他にございますでしょうか。はい。それではないようですので議事（6）に移ります。新潟市障がい者基幹相談支援センターについてです。事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい。それでは新潟市の障がい者基幹相談支援センターについて改めてご説明をさせていただきます。資料の6でございます。ただ、皆様方には平成26年10月1日から基幹型相談支援センターということで新潟市4か所に開設をさせて頂いたところ、これはすでにご案内ということでございますので資料の6の1ページ目はお読み取りを頂くということで基幹型というものが、基幹というところに名称が変わったということでお読み取りを頂きたいと思えます。それでは裏面でございますが、この4月1日から障がい者基幹相談センターということで事業を実施いたしますその事業の内容ということで具体的に書かせて頂いたところでございます。（1）といたしましては、大きな柱が4つあります（1）といたしまして総合的・専門的な相談支援の実施。障がい者児及びの家族等からの相談に対する総合的かつ専門的な支援ということで、具体的には以下書かせて頂いたところでございますので、内容につきましてはお読み取りを頂ければなと思っております。それでは、（1）の総合的・専門的な相談支援の実施でございますが、複数の課題を抱えるなど障がい福祉等の利用サービス等の利用だけでは解決することが困難な障がい児者に対する相談支援ということで、この部分は大きな相談支援の要かなというふうに思っております。それでは（2）でございます。地域の相談支援体制の強化に関する取組みということで、以下具体的な項目を記載をさせて頂きました。具体的ところは今読み上げませんが、お読み取りを頂ければと思えます。それでは（3）番目の柱でございます。地域移行・地域定着の促進への取組みおよび支援ということで、こちらもこの取組みについての具体的な内容を書かせて頂きました。お読み取りを頂きたいと思えます。それでは、4つ目の柱でございます。権利擁護・虐待の防止についてでございます。こちらは2本の具体的な内容を書かせて頂きました。お読み取りを頂きたいと思えます。それから（5）でございますが、基幹の大きな柱4本というものは今ほど説明をさせて頂きましたけれども、（5）といたしまして障がい児の療育支援事業ということでございます。内容といたしましては在宅の通所心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児等の地域における生活を支えるために行う

療育指導等に対する相談支援ということでございます。内容につきましては、あとに2つ載せてございます。それと一番、この表の欄外ということでございますが、平成27年度の途中ということでございますが28年度施行予定の「共に生きる新潟市づくり条例」、相談機関に基づく業務として障がいを理由とした差別への対応および調整活動を行う機関として障がい者基幹相談支援センターが担うところでございます。こちらのほうも、28年度の4月から相談を実際に受けるべく27年度中に準備等進めていきたいと思っております。それでは次のページでございますが、基幹型の相談支援センターの具体的に平成27年の1月分の相談実績ということで、ここに載せさせて頂いております。内容につきましてはお読み取りを頂きたいと思っております。それでは最後のページでございますが、基幹相談支援センターと市内にあります様々な相談機関についての概ね連携のイメージということで私どものほうでつけさせて頂きました。この4月1日から、基幹相談支援センターと他の関係の相談機関と一緒に連携をしながら障がい者の相談支援あるいは障がい者のご家族の支援を行ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。それでは、これで基幹相談支援センターの説明とさせて頂きます。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。(6)についてご質問等ありますでしょうか。すみません。私から1点よろしいでしょうか。最後の、機能・役割のイメージ図なんですが、児童相談所とかはここにはないんですが、この辺の児童相談所の連携というかそういうものがどうなるのかなということを1点ご質問させてください。

○事務局

児童相談所につきましては当然このイメージ図のほうに載ってくるべき大きな相談機関でございますので、そこは間違いなく載るべき機関として私ども認識しております。

○山賀会長

はい。ここには載ってないですけども、当然含んでますということでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい。それではないようですので、(7)第3次障がい者計画、第4期障がい福祉計画についてです。事務局よりご説明をお願いします。

○障がい福祉課管理係長

はい。障がい福祉課管理係の石川です。使う資料は資料7になります。第3次新潟市障がい者計画と第4期新潟市障がい福祉計画についてご説明いたします。この2つの計画につきましても、前回10月の自立支援協議会の方で計画の構成についてご説明させていただきましたが、また施策審議会ではオブザーバーとして山賀会長にはご出席頂いておりました。今般作成いたしました2つの計画を皆様にご報告させて頂きたいと思いますが、計画本体は製本してから皆様にお配りしたいと考えておりましたので、今回は資料7概要版を使って説明したいと思います。まず、策定の計画についてお話したいと思いますので資料の一番最後のページ17ページを開いて頂けますでしょうか。はい。この2つの計画策定につきましては新潟市の附属機関であります新潟市障がい者施策審議会を中心に策定作業を進めてまいりました。初めに、計画を作るにあたって施策審議会では計画の内容の構成、アンケート調査の内容や公募について事務局案を示し、ご了解を頂きました。次に、新潟自立生活研究会からご協力頂いてアンケート調査を行って現状やニーズ把握等に努めてまいりました。また、社会福祉審議会の障がい者専門分科会やこちらの自立支援協議会でもご説明させて頂いてそれぞれ各委員の皆様にご検討とまたご意見を頂いたところでもあります。26年12月には、パブリックコメントを実施するため新潟市議会の市民厚生常任委員会での旨の説明を行い、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施させて頂きました。さらに障がい者計画につきましては、障害者基本法に議会に報告する規定がございますので、この3月20日に新潟市議会へ策定の報告をさせて頂いたところがございます。それでは、資料の2ページからご説明をいたします。はい。障がい者計画となっておりますがこちら障害者基本法に基づく市町村の障がい者計画でありまして、障がい者政策の基本的方向を定めるものということになります。この3次計画につきましては、第2次計画を検証しつつ、新たな国の障がい者基本計画を基本として障がい者虐待防止法や障がい者総合支援法など現在新潟市で検討を重ねている共生社会の実現を目的とした条例、あとはアンケートのニーズ調査の結果を踏まえたものとなっております。一番最初にはですね、総論として基本理念、基本目標がありますが、こちらは第2次計画を検証し、基本目標も3つ同じく大きな変更はしておりません。隣の3ページですけども、計画の期間ですが第2次の障がい者計画の期間は平成24年から26年としておりましたが今回の第3次の計画については27年から32年までの6年間とさせて頂きました。ただし法律の改正など計画の見直しが必要となる場合もありますので、その場合は見直しをするということでその旨は計画本体の方に記載をしております。障がい者計画の構成ですが、現在ご覧の3ページから4ページのとおりとなっております。3ページの真ん中のほうにですね、各論とありますけども、こちらいくつか第2次の計画から変更している部分があります。変更点としては、第2次では「3. 雇用の促進と就労支援」、「4. 療育教室の充実」の順番に並んでいたのですが、第3期ではそれを反対にしました。これはライステー

ジの順番となるように掲載をしたものです。次に4ページをご覧ください。5のほうにですね「生活環境の整備」というところありますが、2次計画にありませんでした「(4) 防犯消費者トラブル防止および被害からの救済」を追加しております。こちらの方は国の基本計画に追加された項目になっております。また、「6. 差別の解消および権利擁護の推進」ですが、こちらについては2次計画では啓発、広報活動の推進といったものに差別解消法や市の条例策定の動きを踏まえまして、整理をしまして6のところ(1)に障がいを理由とする差別解消の推進と第2次計画では1番の生活支援のなかに(8)にあった権利擁護の推進を第3期では6に追加するというような状況になっております。4ページの真ん中以降はですね、それぞれ主な政策とそれに必要な事業を記載しております。詳細は本体をお配りした時に確認して頂ければと思います。続きまして、10ページの方に移ってください。10ページからは第4期の障がい福祉計画になります。障がい福祉計画とは総合支援法の規定に基づきまして障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整備することを目的として都道府県・市町村が策定するものです。第3期計画は24年から26年までの3年間を期間としていたものですが、計画の主な内容は施設からの地域移行者数などの数値目標と障がい福祉サービスなどサービス見込み量を定めました。数値目標やサービス見込み量については、国の基本指針により内容が決められておりまして、それを基本として市町村で作成することになっております。今回の第4期計画は第3期計画と同様に国の基本指針により内容を決めながら地域特性を考慮して作成した状況でございます。ただ、第3期と変わっているところがありまして、主な変更点としては数値目標と言われていた目標値は名称が成果目標と変わったことと、障がい福祉サービスの目標サービス見込み量というところが活動指標となっております。また内容の方ではですね、新たに盛り込まれたのが地域生活支援拠点の整備ということで、新規で盛り込まれてます。これは平成29年度末までに各市町村や障がい福祉圏域に少なくとも一つの拠点を整備しなさいということになりました。これは障がい者の地域生活を支援する機能ということで、相談・体験の機会・その他緊急時の受け入れや対応・専門性・地域の体制づくり等の集約を行う拠点ということになっております。また第3期にはなかったのですが、児童福祉法に基づく障がい児の計画に関するサービスの計画についても取組みを進めるように努めるということになりましたので、今回の4期には入所と通所の部分について盛り込んであります。次の11ページからはですね、成果目標についての数値設定となっております。(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行についてありますが、こちらのほうですね平成29年度末に25年度末時点の入所者の12%以上が地域移行することを基本としているということになっておりますが、26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合にはその未達成割合をプラスして目標値を設定するということになっております。こちらのほうは目標値未達成分をプラスした形になっております。(2) の地域生活支援拠点の整備という部分について目標は「あり」か「なし」という設定になっておりましたので、目標として一つ必ず設けることなので「あり」ということになっております。12ページ以降はですね、福祉施設

から一般就労等の移行等に項目がありまして、①から③まであります。こちらそれぞれ備考欄の方に、国が決めている指針が書いてありまして、それに基づいて設定をさせて頂いている状況でございます。また13ページ以降からは今度はサービス見込み量、今回のように活動指標を示しております。数字につきましては過去の実績などを考慮して活動指標を設定する形になっております。障がい福祉計画の方はですね総合支援法になりまして県知事の意見を聞くことになっておりますが、2月に意見を聞いたところですけども特に新潟市の計画に意見はないということで回答を頂いていることを申し添えさせていただきます。今回2本の計画を作成しましたが、この計画を着実に推進していくことが大切なことで、そのためには自立支援協議会以外も含めた皆様方のご協力が必要だと思っておりますし、一緒に推進していきたいということをお願いしたいと思います。簡単ではありますが2本の計画に対する説明を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。それでは、ただ今の説明についてご質問等ありますでしょうか。はい。それではないようですので議事(8)番に移ります。(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例についてです。事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉課長

はい。それでは資料8に基づいて説明させていただきます。1ページ目はスケジュール変更についてです。右側が見直し後のスケジュールになりますが、これまで条例のたたき案について非常に活発に様々な論点で議論頂いたことから条例のたたき案に時間を要しました。それもありません、次回は4月に最終取りまとめについて検討して頂き、その後パブリックコメント等を経て9月議会に上程する予定となっております。そういう見込みで進めております。施行は見直し前と同じ障がい者差別解消法の施行日と同様に28年4月1日と変更しないことで考えております。2ページ以降ですが、主にたたき案でここまで議論頂いた主な内容を説明させて頂きたいと思っております。(1)から順番ですが、まず前文について、当初前文は事務局案で盛り込んでいなかったのですが、今回の条例では非常に悪質な場合に勧告・公表をしようという規定が盛り込まれています。しかし、この条例の基本理念は障がい者に対する市民の理解、話し合いによる解決であることとしておることから、その部分を前文で明らかにすべきではないかというご意見を受けまして、ここに記載のような前文を設け、話し合いによるその立場の解決、理解というのが基本理念だということを明確にしております。次に(2)ここは非常に大きなところなんです、民間事業者に対する合理的配慮の不提供、いわゆるその「する差別」ではなく「しない差別」になりますが、これを義務とするか努力義務とするかという部分につきまして、法律では民間事業者は努力義務になっておるわけなんです、このしない差別の中で過度な負担にならない場合という要件があるにもかかわらず、努力義務とした場合に障がいのある人の生きづらさの原

因となっている誤解や偏見などを無くすための話し合いのテーブルにもつかないことが想定されることから新潟市の条例案では法的義務とすべきというふうに検討会では意見を頂いております。法的義務とした場合でも民間事業者に対して強制的に従うようにというよりは、話し合いにより相互理解を深めることで解決することを優先するというご意見を頂いております。そして（３）一般の私人間、例えば隣人とか家族との差別を対象に含むかどうかについてですが、これは一般私人の行為や個人の思想については、条例により規定にすることは不相当と考えられることから今回は対象としないことといたしました。ただ相談があった場合にはきちんと対応し必要に応じて適切な関係機関を紹介していきたいと考えております。例えば、隣人間の差別については自治会などを通じた周知啓発ですとか、また家族会においては多くは虐待に関連するようなことがあると思われまので、虐待をセンターにつなぐようなところで対応していきたいと思っております。次に３ページにいきまして（４）合理的配慮の発生要件です。合理的配慮の発生要件については、法律では障がいがある人から意思表示があった場合としています。これは本人の意思の尊重という部分、それからまた意思表示のない場合まで義務化するのはいかがなものかという観点からそういうふうな限定をしているわけですが、検討会では色々な意見があった中で最終的には合理的配慮は障がいのある人からの意思表示があった場合だけではなく、周りの人がその必要性に気付いた場合も提供されるべきということを考えまして意思表示という発生要求を除いております。障がいがある人が現に社会的障壁の除去を必要とする場合というふうに規定する予定とされます。また合理的配慮の内容の確定にあたっては、障がいのある人の意向を十分に尊重する必要があることから何人も合理的配慮を提供するにあたっては障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりませんというふうに規定することとしております。次に（５）条例の実効性の確保についてですが、あくまでもこの条例は話し合いによりお互いの立場を理解することを基本理念としておりますが、話し合いでは解決できない場合というケースも出てこないとも限りません。そのため、助言・斡旋・勧告・公表を条例に盛り込むことで実行性を確保しようということをございます。合理的配慮が法的義務とされる民間事業者に対する支援策として相談機関は事業者の差別に関する相談に応じるとともに助言・斡旋については差別を受けた側だけではなく、差別を行ったとされた事業者も申し立てすることができることを可能といたします。また勧告・公表は差別を行ったと認められる場合で非常に悪質な場合に限り行うこととしたいと考えてます。公表は公表される方の社会的評価や信用を損なう恐れがあるため手続きを慎重に行う必要があることから公表までに話を聞く機会を３回設け、十分な改善の機会を与えられるようにしたいと考えております。なお、先行して同様の条例を制定した自治体においても多く勧告や公表の規定を設けておりますが、実際に勧告・公表まで至ったケースはなく、検討会の中でも実行性を確保するために規定すべきという意見が多く出されておりました。（６）罰則につきましては、罰則により差別を止めさせても互いの立場への理解が深まらないということから、話し合いを通じて互いに理解し協力し合い全ての人々が暮らしやすい社会を

作するという視点に基づき、検討会では罰則は設けるべきではないということになっております。これらは、こういう議論がありまして少し時間を利用したということでございます。4ページですが、これは今現在条例の内容としての概要でございます。これからこの項目に基づきまして精査してさらに詰めていくということになります。この条例につきましては施行は28年ですが、いかにその市民一人一人の方から条例を理解して頂くかということが非常に重要でございますので、皆様からも検討段階から興味を持って頂き色々ご意見頂ければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。只今の説明についてご質問等ありますでしょうか。はい。それではないようですので議事(9)その他に移ります。せっかくの機会ですから、委員の皆様から周知したい事項や連絡事項等ありましたらお願いします。また今日は報告事項が中心でしたので今日の全体会に絡んでの感想でも結構です。はい。坂井委員お願いします。

○坂井委員

今、会長から言われたように報告事項だけでこれだけ盛りだくさんになってしまっていて、本来この自立支援協議会って何なんだろうっていう気持ちに少々なってしまう。やっぱりこれだけ報告を聞いただけでお腹が痛くなってしまって本来検討すべきことなのではないかなって常々皆さん思ってたんじゃないかなって思うので、ぜひこの辺少し変えて頂けないかなっていう提案です。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。はい。他にございます角田委員。

○角田委員

はい。今日広報させて頂く時間を頂けるということでしたのでほんの少しだけご紹介させていただきます。今言ったその障がいがある人もない人も共に生きるという、こういったところにもあります未然防止策というのが挙がっていたんですけども、やはり障がいというものの一つ一つのその計画というのがとても大切だなというのを改めて感じながら小野課長の話聞いていました。ディベロップは発達障がいのあるこどもたちに特化した早期の気づきのあたりから支援ができるといいなと思って開設を4月1日よりいたします。なかなかその「潜在的に」という表現がいいのでしょうか、まだ「気づき」が促されていない親たちが発達障がいのあるこどもを持った時の最初のその入り口、導入にあたるころの丁寧な支援を心がけていきたいと思って開設いたしますので、ぜひご周知のほどお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。他にございますでしょうか。はい。小林委員。

○小林委員

太陽の村の小林です。先程も出ていましたが、1点、移動支援に関しての問題点が色々あるかと思えます。この辺の問題はこれから運営事務局会議で扱うと思っています。どうかより強いリーダーシップを期待したいところです。これまで、なかなか問題解決が出来ていないところであると思えますので、どうぞよろしくお願ひします。それからもう1点、強度行動障がい者の問題に関して、現在新潟市で色々取り組んで頂いているのは本当にありがたいと思っております。ただ、できたら、本当に現状で困ってる親御さんとか事業所もあるかと思えます。できれば継続的にこの問題を検討する場とか、そういったものがあるとよいかなと思えます。是非検討して頂ければと思っております。以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい。熊倉委員お願ひします。

○熊倉委員

坂井委員の発言に全く私もそのように思います。先程資料1の各区の自立支援協議会の取組みについて若干発言させてもらったんですけど、本当に具体的困難ケースでそういうのにこういう取組みがあったというようなことは、この自立支援協議会全体として情報共有をしていかなければやはりこれは波及効果が全然違ってくるんじゃないかと思うんですね。で、区の自立支援協議会では、全体会に加わっている障がい者団体の占める位置は小さいと思えます。運営で工夫されてるところもあるように聞いていますが。そのようなことで考えますとやはり困難ケースで一応解決に至ったというその課題をですね、ディティールというものは、やっぱり私たち全体が共有してこそ福祉の前進になるのではないかな。そういうことは考えられるのではないのでしょうか。

それからあと1点感想述べますが、教育・療育の連携その他についてはいわゆるそのつなぎ法の時に児童福祉法の役割が明確になって地域の原点が障がい児を一般的にまず受け入れる余地になるんだというふうな時代になっている。しかし、まだそのまだお互いの連携が十分でないという認識での色んな取組みがされているかと思うんですけども、こういう事柄についても実は一番大事なのは新しい制度に恩恵を受けて十分承知をしてその恩恵を受けるべき人たちっていうのがどの程度絡んで全体の情報共有になっているかというところが非常に気になっているのでございまして、そういう意味での情報共有の進め方あるいは全体会の在り方みたいなことは重要な問題提起、坂井委員の発言にも絡むところだと

思いますし、

それから通学バスの問題も権利条約からいくとやっぱり本当の意味での教育の機会均等っていうものは通学条件が整備されていなければ特別支援学校っていう選択肢が実は出てこない。で、特別支援学校っていう選択が出てくるのは送る手段が何らかの形であるって人が選択できるのであって一応手を挙げた人については全員入学になってるんだけど、実は入学してない人ってのは手を挙げてないために行ってないだけの話で全員入学っていう数字でそれで問題解決なんだっていうことではないということには私たちの認識にはやっぱりなっていないと思うんですね。そのへんはやはり、通学バスの問題を自立支援協議会全体として取り組むところでないとやっぱり意識はなかなか上がらないような気がしてるんです。感想です。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい。中野委員。

○中野委員

すいません、今日は本当に来て勉強になりまして区ごとにサービスはバラつきがあるんだなあということを初めて知りました。それで各事業所の施設長がほとんどその困難事例とか家族支援をやってるなかで、それで基幹に行く部分については一部になるのかなというところで、その新制度についてもこうもう少し各施設長に細かくと勉強会みたいなものがあるといいのかなあと施設長の立場として今日感じました。お願いします。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい。それではないようですが貴重なご意見ありがとうございます。全体会の役割、また区の自立支援協議会との組織的な進め方、あと皆さんからもっと全体会の有効活用ということも期待も込めたご指摘、ご提案だったかなと思いますので今後とも私を含め、運営事務局会議、事務局の方とまた色々調整しながら改善できるところはしていきたいと思います。全体たくさんご意見頂きましたが、事務局の方として関連してご発言ありますでしょうか。

○事務局

はい。今日たくさんご意見頂きましたので、今後の運営ですとか事業の展開において貴重な参考意見として進めさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。それでは、議事を終了いたします。時間がだいぶ延長して申し訳ありませんでした。ご協力頂きありがとうございました。